

【巻頭言にかえて】

ボランティア活動をめぐる今日状況に想うこと

遠藤 興一

国民の福祉ニーズが多様化、増大化するなかで活力ある福祉社会を築いていくためには、各種の公的施策の充実とあいまって地域住民の自発的な福祉活動への参加が重要であり、それによって福祉に厚みと柔軟性を増すことが期待され、ボランティア活動の振興は大きな意義をもつものである。¹⁾

近年、社会史的にみて古くからある交換原理が、社会福祉の分野で取り上げられるようになった。例えば、1992年、中央社会福祉審議会、地域福祉専門分科会において、阿部志郎氏は互酬性の原理に触れ、「私たちは、これまでのボランティア活動において、一方で行政責任を追及しすぎ、他方で奉仕性を強調するあまり、本来的に地域の人々の間にあった相互援助的機能、互酬性の尊さを見失ってきたのではなかろうか」という。かつて阿部氏は、ボランティアの無償性について、「ボランティア活動は精神的、人格的なものである。…福祉におけるボランタリズムは、『ただで受けたのだから、ただで与えるのがよい』（マタイ10・8）に根底があり、この理念を活動経験を通して実現してゆくところにボランティアの存在価値がある²⁾」とまとめたものである。ことは、有償ボランティアをめぐって、それまでボランティアの基本的性格のひとつに無償性の原則があることを主張してきた氏が、有償ボランティアを積極的に肯定、評価すべく、その論拠として互酬性の原理を持ち出したことから始まる。

1990年代に入って、社会福祉はマン・パワーの養成課題が政治テーマとなり、厚生行政の施策動向を左右するようになったとき、その一部にボランティアの育成、さらに福祉現場への動員を要請する見解が登場した。一方、従来から活動を続けてきたボランティアの姿勢や意識も、大きく変化をみせるようになった。そして、この流れが重なり合い、「有償性」が論議されるようになった。「無償性」から「有償性」へ、ボランティア活動の原則が大きく変わったことは——それはバリュエーションの拡がりに過ぎない、とも言われるが——ボランティアの意識調査や世論調査の結果をみても明らかで、「実費、経費を受け取るべきではないとする意見は、依然として根強く残っているもの、時の流れは少しずつ、無償性の意識を消していく報告にあることは否めない」。³⁾

こうした動きを受け、当時の厚生省は、三浦文夫を座長に「介護ボランティア等の時間貯蓄制度に関する研究会」を設け、制度化へむけた調査活動を始めた。一方、総理府が行った世論調査の結果を見ると、ボランティア活動の対価として、報酬を受けることに賛成だとする意見が過半数を超える。1994年3月6日発表の「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」によると、金銭の受取について、「交通費、食費など実費くらいは受け取ってもよい」が41.5%、「実費の他に若干の謝礼も受け取ってよい」が10.1%、「活動の対価として報酬を受けてもよい」が5.1%で、これらを合わせると全体の6割近くの人々が、見返りを受けることに肯定的な意見を持っていることがわかる。さらに、ボランティア切符運動の担い手たちの場合、対価を肯定したうえで、ではその対価は金銭なのかということ、大部分は時間貯蓄を選んでいる。ここから見えてくるボランティア活動の特徴は、一言にしていえば、社会参加の実践的動機が、自分の将来に対する保険的配慮から出ているということ。

こうした動きは90年代になっても継続的にみられ、やがて介護保険制度の成立によって大きく揺らぐことになるが、実践事例は少なくない。だが一方で、こうした動きを慎重に見守ろうとする考えも確実に存在する。全国社会福祉協議会ボランティア・センターは、各地の実践を見て、小さな組織、財政的に不安定な組織が多く、活動の永続性が危ぶまれる例も少なくなかった。また見返りは、活動の「結果」として付いて回るものという考えが、どこまで維持されるものか疑わしいとする意見、「結果として」ではなく、最初から見返りを求めて活動に参加する人が増えた場合、ボランティア活動の基本的姿勢そのものが揺らぐのではないか。

さらにこうした実践には、老後の不安に対する市民一人ひとりの生活防衛的な意味が含まれる。つまり、形を変えた私保険になるのではないか。社会保障でおこなうべきところを、ボランティア活動という名の保険によしたなら、それはとりもなおさず、社会福祉の後退につながるという危惧が表明される。以上のごとく、互酬性の原理は、わが国の社会福祉実践として、ボランティア活動の無償性原則を有償性原則に変える、理論的、思想的根拠となった。今日的な生活不安が進んでいくと、公的福祉ニーズを充足する手段として位置づけられ、官民あげての支持傾向が見られるということは、考えてみる必要がある。

こうした状況と平行して、別の動きも出てくる。非貨幣ニーズに限定せず、さらに精神的、関係的サービスまでも含め、より一般的、普遍性を持たせようとしたのは金子郁容であった。文明論的な発想を含みながら、ボランティアの見返りについて、次ぎのようにまとめた。そこから窺われる社会関係性の捉え直しという意図は、必ずしもボランティアに限定されるべき問題ではない。が、金子はボランティアの性格規定に限定して論理を進める。無償性の原則をどう扱い、評価するかという課題は脇に置いたままで。

ボランティアは、なんらかの困難に直面している人に接したとき、切実さをもってその状況に関わり、役に立ちたいという思いで、まず自分から行動する。しかし、自分から進んで行動すると、かえって文句を言われたり、しないで済む心配を抱え込んだり、自分の限界を思い知らされたりと、自分自身をバルネラブルな、つまり、危うい状況に置くことになる。なぜボランティアは、わざわざ自分自身をバルネラブルにするのか。それは、大きな見返りが期待できるからだ。"

ふつう、物をつくったり、あげたりする行為には、返礼としての行為がついてまわる。それは、社会関係におけるもっとも基本的な部分を構成し、時代や文化を越えて提示されてきた社会慣習のひとつであるが、その場合、外国と比較して、日本人に特徴的な対応がある。

他人に物をもらうと、たいへん日本人は苦しむのである。このことから、日本人は他人に物が簡単にあげられないことになる。「これをあなたにあげたなら、あなたはお返しをしなければいけないと思うだろう」と思うのである。それをやわらげるためには、他人に物を贈る場合に、日本人らしいあいさつが生まれる。たとえば、「まことにつまらないものですが」というような。これに対してアメリカ人は、なぜ、つまらないと知って持ってきたか、と思うそうであるが、日本人としては、これをあなたにさしあげるけれども、つまらないものだからお返ししよう

しなくてもいいのだという意味なのだ。「何もございませんが、召し上がってください」という言い方も、これを食べても何も食べなかったのと同じだと思ってほしい、という日本人のやさしい心のあらわれだということになる。⁵⁾

A.W.グールドナーによれば、互酬性の規範 (norm of reciprocity) は、どの社会集団にもあり、固有の互酬構造を通じて、集団を維持存続するために、適応、調整、結合、分離といった様々な活動を行っている。主に、依存関係、協働関係、連帯関係、隔離関係、自立関係を形成し、あるいは解体する。なかでもグールドナーが注目するのは、「究極のところ、社会は互酬的な構造であり、制度化された文化は、共有価値という媒介を通して、互酬的構造を条件づける、習得されたパターンである」⁶⁾ ということ。互酬性は規範として普遍的な性格を持ちつつ、それぞれの伝統文化の中で個別具体化される。その場合、M.サーリンズのいう、三段階レベルに分けた互酬性理解は参考になる。即ち、1. 家族や親族など、最も親しい関係のもとで、食料や日常的必需品をやりとりをする場合、これを普遍的互酬性と呼ぶ。⁷⁾ 次ぎに、2. 返済が期待され、家族の外側に位置する社会集団、即ち、部族や村落共同体において機能する平衡的互酬性、3. さらに、協団体間や、協団体の外部で機能する、一方的な奪取、供出といった形の否定的互酬性を挙げている。

社会福祉において、特に問題となるのは 2. の相互関係である。『広辞苑』によれば、「個人、あるいは集団間で、贈与を受けた側が与えた側に何らかの返礼をすることによって、相互関係が更新、持続されること」とあるが、これは、2. のレベルの互酬性である。

さて、互酬性に関する近年の、福祉における論議を見ると、まず 1. と 2. の混同からくる問題がある。それは、普遍的互酬性の原理は分配、贈与、扶助と言った経済的行為にたいして、等価価値の返礼、ないし一定期間内の返礼を前提としない場合に機能する。互酬性という表現を使っているものの、実質的には、一方的なサービス提供（無償の奉仕、贈与）という性格をもっている。従って、家族のように、最も親密な共同関係のもとで実施され、無償性の原理に基づいてボランティア活動が行われる原型のひとつがここにある。それに対して、2. は、有償性の原理、ないし給付・反対給付の原則が適応される場合で、均衡的なギブ・アンド・テイクにそって実施される。今日、ボランティアの有償化が問題となるとき、地縁、血縁関係を基盤とする家族、あるいは擬制的家族関係を離れて、住民間で互酬関係を形成するうえでの結合原理は何かが問われる。基本的には、近代資本主義社会の市場交換原理が働き、貨幣を仲立ちとする交換行為と、そこに基盤を置いて互酬性が展開される。

この点について、伊藤幹治は「わが国の贈答には、かなり古くから貨幣がからんでいたと考えられ、貨幣使用に対する信頼度は極めて高いと言わざるを得ない。ここにも贈答の問題が深くわが国の経済社会のあり方と結びついていることがわかる」⁸⁾ という指摘を行い、経済価値（資本の市場原理）が、均衡をとるうえで最も妥当する手段であり、それは金銭によって表現されるとした。従って、1. の普遍的互酬性も、状況によっては“家計をひとつにしている”というように、財産を共有する者の間の相互扶助であるが故に、均衡を図る必要は生じないという解釈が成り立つ。

「報酬」をボランティアのあり方に繋げて考える金子郁容は、「ボランティアが行動するのはある種の『報酬』を求めているからに違いないと考える。私自身の限られた経験からもそう思うし、考え方の枠組みとして、とりあえずそのような想定をしてから、出発することが有効なアプローチで

ある」⁹⁾と述べ、有償ボランティアこそ、その枠組みの基本形を形成するとみる。そして、「問題は報酬をどう考えるかということ」ではないと言い切る。つまりは、人は常になんらかの報酬を求めて、合目的的に行動を起こすものだ。従って、ボランティア活動もそうした思考の枠組みを基礎にして成り立つものである。

この前提を肯定するためには、次に、わが国の文化や歴史にその根拠を求めることが必要となる。互酬性の特殊日本的な問題について、金子は検討を加えていないが、浜口恵俊は、その点でコメントを残した。即ち、均衡が保たれなくても、相即的实践は可能なのがわが国の互酬性特徴で、「おそらく西洋人の立場からは、均斉のとれた互酬でしかあり得ないであろう。だが東洋人、ことに日本人にとっては、不均斉なままの互酬が、むしろ日常的な事実となっている。昔から多くの日本人は、親や師の恩を、報じても報じきれぬものではないと感じていた」¹⁰⁾ことに注目し、互いに負債感を負いながら、互酬的な機能を働かせ、それは対人関係のあり方に影響を与えてきた。相手の立場で自己自身を規定するために、相手から見たら、自分はいったいどのように見られているのか、ということに常にとらわれている。

それは、どこまでも相互依存を重視する考えであり、結局、「相手を自己の立場の原点として考える、拡散型自我構造を持つ日本人」¹¹⁾であるから、自己決定の原理は成り立ちにくい。従って、ボランティア活動に自発性の原理が適応される場合、その「自発性」の意味は、西欧的価値観とは異なることを知らなければならぬし、「互酬性」の意味も、自己と他者は、原理的に分離した相互関係ではないとされる。

金子の見解に従うなら、報酬が「神に嘉せられている」ことのなかに、西欧的互酬性は成立し、「人と人の間で受容せられている」ことのなかに、日本的な互酬性は成立する。その場合、“渡る世間に鬼はない”、“情けは人のためならず”、“遠い親戚より近くの他人”といった行為規範が、通俗道徳として一般に通用し、生活の実際場面を導く原理的作用を果たしている。つまり、互酬性とは、均衡を保つために精神的な対人関係、あるいは「こころの充足」までを含めて機能しているのである。こうした働きは、前述の「ボランティア切符」に象徴される有償型ボランティア活動の評価に及ぶ。

老人がいる家庭などで介護を手伝うと、点数が加算され、将来、自分や家族が介護を必要とするときに無料で受けられる。こうした時間貯蓄制度を取り入れる民間福祉団体が増えているが、厚生省は（1992年5月）16日までに、制度のあり方を検討する研究会をおくことを決めた。「ボランティア活動は有償であってはならないはず」との批判もあるが、高齢化社会で、民間の力に頼らざるを得ない状況にあり、後押しをすることにした。時間貯蓄制度は、10年前に高松の民間福祉団体が始めた。厚生省の調べでは、全国で63の団体が取り入れている。¹²⁾

急速に普及していった理由のひとつに、利用者の立場から「遠慮しながらタダでやってもらうより、有料のほうが気持ちが良い」という声がある。つまり、無償の行為をそのまま受け容れるには抵抗がある。気持ちを抑えて受け容れるならば、それは「遠慮」をしいしい、自己抑制的に、おそれるおそれる他人に身をまかせることになる。そこでは当然のごとく、気詰まりが生じる。“遠慮などしなければ良い”というのは、当事者の立場に立って、互酬性の原理がどう働くかを見ない人の言う言葉であり、大抵は、程度の差こそあれ、抑制がはたらく。

それは、均衡を保とうとする当事者の心理的努力の現れである。中元や歳暮、父の日に母の日、果てはクリスマスにバレンタインデーと、華やかに繰り広げられる贈り物合戦は、ここに関わる日本独特の習慣である。結婚の祝儀、葬式の香典に現金を包む習慣も欧米にはない。「贈り物」には「返礼」が当然のこととして想定され、その交換行為が、社交の重要場面を形成している。

住民参加型の在宅福祉が注目されて久しい。その場合も、互酬性の原理は何らかの形で取り入れられている。つまり、政策主体が需めるサービス効果は、互酬性相互作用の結果としてもたらされるということ、民間のボランティア活動はそうした意味での政策補完的機能も担っていることを知らなければならない。それはまた、伝統的なボランティア活動の性格規定を、“なくす”的に変え、互酬性を有償性に変えていくことに他ならない。しかも、ここに政策主体による制度保障が関与すると、無償性ばかりでなく、やがては民間性も見失われる。その意味において、戦後わが国のボランティアリズム、ボランティア活動を終始リードしてきた阿部氏が、中央社会福祉審議会において発言した「互酬性の復権」に関する評言は、時代を象徴するものであった。

問題は互酬性の「尊さ」を再確認、活性化することにあるのではなく、また奉仕性を強調しすぎたことを反省することでもない。ましてや「行政責任を追及しすぎ」たことにあるのでは、さらさらない。「互酬性」という名の相互扶助機能のもとに置くことによって、民間性（公的責任に対応する、自立性をそなえた）を根底から崩し、制度保障のなかに組み込んでいく点こそが問題なのである。福祉の制度化が急速に進行している今日、民間の自主性と社会行動の多様性を、社会福祉の世界で涵養することが、文化的な特質から考えても今日ほど必要性の叫ばれる時代はないのである。¹³⁾

(注)

- 1) 「1997年 社会福祉の動向」全国社会福祉協議会、1997年11月、417頁。
- 2) 「地域活動研究」第6巻2号で、阿部氏はその4つの原則について詳しく述べている。
- 3) 佐藤進監修「日本福祉年鑑'95～'96」講談社サイエンティフィック、1995年、176頁。
- 4) 朝日新聞 1992年11月16日。
- 5) 金田一春彦「日本語」(上) 岩波書店、1988年、204頁。
- 6) 作田啓一「価値の社会学」岩波書店、1972年、74頁。
- 7) 普遍的互酬性の原理とは、分配、贈与、扶助という経済行為に対し、等価価値返礼、ないし一定期間内の、返礼を前提としない互酬関係を基礎づけるもの。
- 8) 伊藤幹治他編「日本人の贈答」ミネルヴァ書房、1984年、125頁。
- 9) 金子郁容「ボランティア—もうひとつの情報社会」岩波書店、1992年、150頁。
- 10) 浜口恵俊「『日本人らしさ』の発見」日本経済新聞社、1977年、116頁。
- 11) 鈴木孝夫「閉ざされた言語・日本語の歴史」新潮社。1975年、188頁。
- 12) 朝日新聞 1992年5月7日。
- 13) 例えば、「『有償』ボランティアの急速な展開を目の前にして、かつての無報酬の原則から邪道だとのみ批判するのでは、国民的な規模でのボランティア活動の盛り上がりは期待できない」(月刊福祉 第76巻9号、14頁)という有償ボランティア積極論などは、もっと慎重であるべきではないか。例えば、寄付の文化をどう育てるかという問題。